

福岡市観光・MICE 推進プログラム改定に係る方向性検討等業務委託仕様書

1 委託件名

福岡市観光・MICE 推進プログラム改定に係る方向性検討等業務委託

2 提案限度額

13,200 千円（上限額、消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額を超える場合は失格とする。

3 委託目的

福岡市は、第三次産業が9割を占める産業構造であり、来訪者を増やし、消費を拡大することが都市全体に活力をもたらすことから、これまでも、福岡市観光・MICE 推進プログラムに掲げている「九州のゲートウェイ都市機能強化」、「MICE 都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」の3つを柱として、観光・MICE の振興に積極的に取り組んできたところである。

2024 年における日本全体のインバウンドは約 3,700 万人と過去最多となるなど、全国的にインバウンド需要が大きく増加している一方で、オーバーツーリズムの問題が報道等で取り上げられるなど、マイナスの部分も指摘されている。

福岡市においても、2024 年の福岡空港及び博多港からの入国者数が約 390 万人と過去最多となっていることを踏まえると、オーバーツーリズムの未然防止に向けた取組みを進めながら、地域経済のさらなる活性化に向け、多様な国・地域からの付加価値の高い観光誘客の推進や都市のプレゼンス向上につながる質の高い MICE の誘致強化などを図り、持続可能な観光振興に向けて取組みを進める必要がある。

そのため、これまでの取組みに対する評価を行うとともに、観光客、MICE 客及びビジネス客の動向や世界的なトレンド、ニーズ等を調査・分析し、その分析結果に基づき、持続可能な観光振興に向けた方向性を検討し、観光・MICE 推進プログラム(改定)の素案、骨子及び原案を作成するもの。

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

5 業務概要等

(1) 業務全体に係る事項

本業務の遂行にあたって最低限必要な事項を以下に定めており、詳細については、最優秀提案者の提案内容を基に協議の上、決定するものとする。なお、提案にあたってはこれらの業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む。）の策定及び実施体制（バックアップ体制を含む。）の構築を行い、その内容が分かる資料を提出すること。

(2) 福岡市観光・MICE 推進プログラム改定の方向性検討及び骨子・素案・原案の作成

「福岡市観光・MICE 推進プログラム(計画期間：令和５年度から７年度)」を基礎として、下記(3)～(6)を総合的に分析するとともに、課題を抽出し、福岡市の入込観光客数や観光消費額の状況、具体的な施策の実施状況など、観光・MICE を取り巻く状況を踏まえた上で、今後の持続可能な観光・MICE の振興の方向性を体系立てて分かりやすく取りまとめ、提案すること。その際、PDCA サイクルを回すことを意識し、観光振興策における KGI（最終目標値）及び施策ごとの最適な KPI（過程を計測・評価する中間指標）を示すこと。

また、方向性の検討にあたっては、福岡市観光振興条例のほか福岡市の既存計画等との整合性を図るとともに、海外を含む他地域の先進事例も参照すること。

なお、骨子、素案及び原案については、以下を基本とすること。

① 期間

令和８年度から概ね３年間

② 基礎調査の分析

上記(3)から(6)の調査分析結果が根拠となっていることを明確にするとともに、市民や観光関連事業者等に対し、観光振興を図っていく必要性を分かりやすく説明できるようにすること。

③ 構成

概ね以下の構成とすること。大きく構成を変更する場合には、その理由を明記すること。

- ・概要

- ・趣旨

- ・福岡市の観光・MICE を取り巻く現状と課題

- ・観光・MICE の振興策における目標値（KGI 及び KPI）

※KGI として必ず以下の項目及び数値を含めて設定するものとする。

- 入込観光客数：2,600 万人

- 観光消費額：9,700 億円

- ・施策の方向性

- ・施策と具体的な取り組み

- ・推進体制

- ・関連データ

※ 関連データについては、単なる数字の羅列ではなく、分析データを分かりやすく可視化する観点から、分析結果概要と位置づけ、見やすく分かりやすい関連データ集とすること

④ 施策の構成及びスケジュール

単年度事業、複数年継続する必要がある事業、中長期的に必要となる事業、数年後に必要となる大規模イベント的な事業等、３年間という期間で効果が最大化するような施策構成とし、スケジュール案と取り組むべき優先順位を明確に示すこと。

(3) 「福岡市観光・MICE推進プログラム（計画期間：令和５年度から７年度）」の成果分析及び評価(地域経済への貢献、波及効果など)

現行の「福岡市観光・MICE 推進プログラム」に基づいて実施した観光・MICE 施策について、多角面から成果分析し、評価(地域経済への貢献、経済波及など)すること。

(4) 国内外における観光・MICEに係るマーケティング調査及び分析等(観光資源、ターゲット、誘客及びプロモーション、MICE誘致など)並びに海外及び国内主要都市における観光・MICEに係る動向調査及び分析等(トレンド、施策の方向性など)

- ① 本市の観光・MICEを取り巻く現状や課題を把握し、日本全体が観光立国として目指す指標等にも留意しながら、施策の効果測定に必要となるデータ等について、効果的かつ的確な項目及び手段により、調査、分析を行うこと。
- ② MICEについては、催事別(国内外会議、報奨旅行、展示会、コンサート・興行など)の経済効果を測定するなど、幅広いターゲットから調査・分析を行い、方向性を導くこと。
- ③ 調査においては、本市において提供可能なデータや観光庁、JNTO等のオープンデータを最大限活用して、観光客、MICE客及びビジネス客の動態や消費額等の調査分析すること。
- ④ 観光消費の拡大や宿泊日数の増加等につながる有益なデータ取得またはそれらを補足するためのデータ取得のための調査を実施すること。
- ⑤ 調査・分析にあたっては、必要最小限度と考えられるサンプル数を確保し、それが必要最小限度である理由を明記するとともに、市にとっての課題解決や強みを伸ばすことを実現するために必要な仮説を立て、それを証明するためのエビデンスとなるようなデータ取得・分析に努めること。

※ 調査方法や利用するデータの名称及び提供元、出典元等を企画提案書に具体的に記載すること。

※ 可能な限り最新のデータに基づき分析すること。

(5) 観光・MICE事業者へのヒアリング調査及び分析等

本市の観光・MICE事業者(宿泊、旅行代理店、小売(お土産など)、交通、飲食など)に対して、観光・MICEに関する現状や課題等について、効果的かつ的確な項目及び手段により、ヒアリング調査を実施し、分析を行うこと。

なお、ヒアリング調査(対面、インターネット等手段は問わない)を実施する場合、必要最小限度と考えられるサンプル数を確保し、それが必要最小限度である理由を明記すること。

(6) 有識者(外部委員)会議の運営等

観光・MICE推進プログラム改定に係る有識者(外部委員)会議の会場確保及び準備(オンラインで実施する場合も含む。)、会議資料及び議事録の作成、会議の進行等を行うこと。

観光・MICE推進プログラム改定にあたり、外部有識者の専門的かつ客観的な意見を聞くため、以下の内容で4回程度の開催を想定する。

- ① 6～7月(伝統文化等テーマを定めた専門家に対するヒアリングなど)
- ② 8月(効果検証及びプログラム骨子について)
- ③ 11月(プログラム原案について)
- ④ 1～2月(プログラム最終案について)

(7) 上記に係る事務全般

上記(1)から(6)にあたり、福岡市でなければ実施できないものを除き、受託者が事務全般を担うこと。

ただし、上記(6)に係る有識者の選定及び会議開催の連絡、報酬や旅費の支払いについては福岡市が実施するものとする。

(8) 自由提案

上記(2)から(6)に掲げるもののほか、本事業の効果を高めることができる取組みがあれば提案すること。

6 福岡市から提供可能な資料

福岡市から、必要に応じて以下の資料の提供が可能（提供可能なデータ等は要相談）であること。なお、当該資料の提供は上記5(2)から(6)の業務を遂行するにあたっての参考資料として活用するものであり、本資料をもって必要な調査等を実施しなくてよいものではないこと。

(1) 観光・MICEに関する資料

- ① 福岡市観光・MICE 推進プログラム(令和5年度から7年度)を策定した際の調査・報告書類
- ② 福岡市観光統計に関する書類
- ③ 観光マーケティングに関するデータ（人流データやクレジットカードの決済額データなど）

(2) コンベンション施設に関する資料

マリンメッセ福岡 A・B 館、福岡国際会議場、福岡国際センターにおける催事件数、日数、入場者数（総数／催事種別）など

など

7 成果品

(1) 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

(2) 初稿（カラー） 5部

大きな方向性について、初稿として取りまとめ、7月中を目途に納品すること。

(3) 中間報告（カラー） 5部

中間報告を取りまとめ、10月中旬を目途に納品すること。

(4) 報告書（カラー） 10部

概要版（カラー） 10部

(5) 上記(2)から(4)の電子媒体（Word、Excel、Power Point 及び PDF）一式

(6) データベース等（収集・調査・分析データを含む。）

観光関連事業者や福岡市職員等が調査分析結果の検索や集計等が容易にできるように、Excel 等の一般的に普及したシステムを利用し、調査分析結果は簡易データベースを作成し、電子媒体一式を納品すること。

※ 上記以外に観光関連事業者や福岡市職員等が調査分析結果を効果的に活用できる代替の提案があれば、企画提案書に記載にすること。

※ 詳細は調査分析結果とりまとめ後に受託者と福岡市で協議し決定する。

8 その他特記事項

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、福岡市と十分協議しながら行うこと。
- (2) 福岡市との協議にあたっては、市からの質問や意見について迅速に対応できる体制をとること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本委託業務により制作した成果物の著作権法その他関係法上の一切の権利は、福岡市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。
また、成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に福岡市と協議すること。
- (5) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこと。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (7) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例などの各種法令等に則り適切に管理すること。
- (9) 受託者は本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に福岡市に可否を確認すること（業務の主たる部分の再委託はできない。）。
- (10) 受託者は業務完了後、履行届を提出すること。福岡市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (11) 仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、福岡市と協議し、その指示に従うこと。